

ナルトルールの出処に関する研究メモ

蘭 和 真

1. はじめに

1893年にイングランドにおいてThe Badminton Associationが設立されると同時にそれまで多数存在していたローカルルールが統一された。この統一ルールが、The laws of badminton of the badminton association (以下：アソシエーションルール)で、世界ではじめての公式ルールであると考えられている⁽¹⁾⁽²⁾。このアソシエーションルールはその後数年の間に大きく改訂され、急速に近代的なルールに整えられていった。そして、1911 - 1912年版あたりでほぼ一定の改訂の作業を終えたと考えられている⁽³⁾。

他方、日本語でのバドミントンのルールに目を向けてみると、龍井⁽⁴⁾の報告によると、1934年に英文のルールを翻訳した35条のルールが公刊されている。そして、これが日本ではじめてのバドミントンのルールと考えられている。参考のため、以下に龍井の報告を原文のまま引用しておく。[1934年(昭和9年)3月10日発行の日本語のルールブックが既に存在していたのです。A5版の大きさで、表紙にはカンガルーが描かれたロゴと、縦書きで「バドミントン規則書」、その下に、THE LAWS OF BADMINTONと印刷されています。奥付には、「ナルトスポーツ 岡 藤吉」と発行責任者の所属と名前が書かれています。(この時、ナルトスポーツ内に日本バドミントン協会の事務所が置かれていたようです。)ナルトスポーツの本社は横浜市中区にあって、当時カンガルー印のラケットとCS印のシャトルの製造販売をしていました。そして、同社はバドミントン用品の販売とともに、サービスとして、この「規則書」を添付し、競技の普及を図られたのではないかと思います。]

以上のように1934年に日本語によるバドミントンのルールブックが存在していたことは明らかである。また、1992年にその復刻版⁽⁵⁾が発行され、その内容についても明らかにされている。さて、ナルトスポーツが出した35条から成るバドミントン規則書(以下：ナルトルール)についてはその存在と発行年に疑問の余地はないが、その出処、つまり、どの英文ルールを翻訳することによってバドミントン競技書を作ったのかということについては全く明らかにされていない。

そこで本研究では、このナルトルールがなにを元に作られたか、すなわち、その出処について明らかにすることを目的とした。

2. 1934年以前のオフィシャルルールについて

冒頭でオフィシャルルールは1911 - 1912年版あたりで一定の改訂作業を終えたようだと言った。その後のオフィシャルルールの原本がないのでその後の詳しい改訂については明らかではない。しかしながら、1911 - 1912年版⁽⁶⁾をGeorge Thomasが1933年に著した著書の中でみられる1932 - 1933年版のオフィシャルルール⁽⁷⁾と比較すると、20条の条項数およびその条文の内容についてその表現も含めてほとんど変化がみられない。そこで、この間には大きなルールの変化はなかったものと推測できる。ただし、審判への助言等、細かな補足等については付け加えがあり、この間にはそのような作業が行われていたものと推測できる。

さて、ナルトルールは35条から成るルールであるが、当時35条から成る英文のルールがあったかということについて考えると、少なくとも、1934年以前にオフィシャルルールが35条に膨れ上がった年があるとは考えられな

い。また、協会設立当時ならともかく、40年ほどが過ぎた当時としてはオフィシャルルールが幅広くバドミントン競技唯一のルールとして浸透していたはずである。オフィシャルルール以外にバドミントンのルールがあったとは考えられない。さらに、1934年12月発行のThe Badminton Gazetteの「The Game in Japan」という記事⁽⁸⁾によると、当時、横浜や神戸では日本人のクラブがありシャトルやラケットも日本で製造してプレーしていたという。また、神戸にあった英国人のクラブでは体育館に3面のコートを用意して、照明等も含めて大変良いコンディションでプレーしていたという。したがって、当時の日本において、バドミントンがオフィシャルルールに基づいてかなり正確な形でおこなわれていたことは間違いないだろう。

したがって、ナルトルールも20条の条文といくつかの補足から成る当時のオフィシャルルールを元にして作られたものであると考えたほうが自然であろう。

3. オフィシャルルール 1932-1933 年版の概要

以下にオフィシャルルール 1932 - 1933 年版の概要を示す。

The courts : 1 ~ 4 条

The four-handed or double game : 5 ~ 8 条

Faults : 9 ~ 10 条、ただし、10 条については (a) ~ (k) の 10 項から成る。(j) の項はなし

The play : 11 条

General rules : 12 ~ 19 条

The two-handed or single game : 20 条、ただし、(a) ~ (c) の 3 項から成る

Knotty points : (a) ~ (k) の 10 項目から成る。(j) の項はなし

Hints to umpires : Before play commences, Service, Play, Foul strokes, General の 5 項目

Hall suitable for badminton : Height, Space round court, Background, Floor, Marking, Lighting の 7 項目

4. ナルトルールとオフィシャルルール - 1932 - 1933 年版の比較 -

ナルトルールがオフィシャルルールを元にアレンジされたものであるということを明らかにするために、ナルトルールの1条~35条の各条文をオフィシャルルール 1932 - 1933 年版(ここではORと表記する)と比較した結果を以下に示す。

第1条 : OR で示されている図(A)

第2条 : OR 1条を翻訳

第3条 : OR 3条を翻訳

第4条 : OR 2条を翻訳

第5条 : OR 4条を翻訳

第6条 : 出処不明

第7条 : 出処不明

第8条 : 出処不明

第9条 : 出処不明

第10条 : OR 5条を翻訳

第11条 : 出処不明

第12条 : OR 6条を翻訳

第13条 : 出処不明

第14条 : 出処不明

第15条 : 出処不明

第16条 : 出処不明

第17条 : 出処不明

第18条 : 出処不明

第19条 : 出処不明

第20条 : 出処不明

第21条 : 出処不明

第22条 : 出処不明

第23条 : 出処不明

第24条 : 出処不明

第25条 : 出処不明

第26条の1~10 : OR 10条の(a)~(k) 10項[(j)の項は欠落]を翻訳

第27条 : OR 11条を翻訳

第28条 : OR 13条を翻訳

第29条 : OR 15条を翻訳

第30条 : OR 16条を翻訳

第31条 : OR 18条を翻訳

第32条 : OR 19条を翻訳

第33条 : OR で示されている図(b)

第 34 条の 1 : OR20 条 (a) を翻訳

第 34 条の 2 : OR20 条 (b) を翻訳

第 35 条 : OR20 条 (c) を翻訳、ただし、若干の欠落あり。

細則イ～ヌの 10 項目 : OR の Knotty Points の (a)～(k)10 項 [(j)の項は欠落] を翻訳

5. ナルトルールの出処に関する考察

以上の比較検討によりナルトルールの条文の約半分がオフィシャルルールの条文を忠実に翻訳したものであることが明らかとなった。特に、第 21 条ではフォルトに関する 10 項目についてオフィシャルルールの 10 項をそのまま忠実に翻訳していた。また、細則においてもオフィシャルルールの 10 項をそのまま翻訳していた。したがって、このナルトルールが、当時のオフィシャルルールを元にアレンジされたものであることは間違いないと考えられる。しかしながら、第 6～9 条、11 条、13～25 条の計 18 条項ではオフィシャルルールの条文を忠実に翻訳したものではない部分や独自に付け加えたと考えられる部分もみられた。さらに、第 15 条ではセティングのことに触れているが 14 対 14 の場合のことにしか言及していない。(オフィシャルルールでは 13 対 13、19 対 19、20 対 20 の場合にも言及している。) さらに、16 条では試合では最大 5 ゲーム (女子の場合 3 ゲーム) までおこなえるとしており、オフィシャルルールと明らかに異なっていた。約半分の条項がオフィシャルルールに忠実な翻訳でなかった点とオフィシャルルールと若干違うルールになっていた点について、その出処および理由については不明である。しかしながら、ナルトルールがオフィシャルルールをアレンジして作られたルールであることは動かしがたい事実である。ただし、誰がアレンジしたかということに関しては 2 つの可能性が考えられる。すなわち、1 つは、ナルトルールの翻訳者がオフィシャルルールを日本語に翻訳する過程において、実際のゲームの状況を考え、日本人にわかりやすくするためにアレンジしたという可能性である。もう 1 つは当時のオフィシャルルールがわかり

にくかったために、それをわかりやすく 35 条にアレンジした英文のルールがあり、それをナルトルールの翻訳者が日本語にしたという可能性である。

6. まとめ

以上の研究から次のことが明らかになった。

- (1) 1934 年に公表された 35 条から成るナルトルールの条項の約半分は当時のオフィシャルルールの条項を忠実に翻訳したものであった。
- (2) しかしながら、約半分の条項は独自にアレンジしたものであった。
- (3) 以上のことから、35 条から成るナルトルールは 20 条から成るオフィシャルルールをわかりやすくする目的でアレンジされたルールであることが推測された。
- (4) ただし、誰がアレンジしたかということに関しては 2 つの可能性が考えられた。
- (5) 1 つは、ナルトルールの翻訳者がオフィシャルルールを日本語に翻訳する過程において、実際のゲームの状況を考え、日本人にわかりやすくするためにアレンジしたという可能性であった。
- (6) もう 1 つは、1934 年以前にオフィシャルルールをわかりやすく 35 条にアレンジした英文のルールがあり、それをナルトルールの翻訳者が日本語にしたという可能性であった。

引用文献

- (1) 蘭和真、蘭朝子「初期のバドミントンのローカルルールに関する研究」東海女子大学紀要, 第 15 号, p 15～36, 1996 年.
- (2) 蘭和真「バドミントンはじめて物語」東京都バドミントン協会 50 周年記念誌, p. 258～263, 1999 年.
- (3) 蘭和真「バドミントンアソシエーションルールに関する研究」第 43 回日本体育学会発表資料, p. 1～12, 1991.

- (4) 龍井昇治「国際バドミントン連盟ができた年に、日本語のルールが既にあった」JEF NEWS, 67号, 2000年.
- (5) ナルトスポーツ「バドミントン規則書 復刻版」p. 1～14, 1992. (原書1934年3月10日発行、非売品)
- (6) The Badminton Association「The official edition of the laws of badminton of the badminton association, 1911-1912」p. 25-39, 1911.
- (7) George Thomas「Rackets, Squash racket, Tennis and Badminton」Seeley service and Co Limited, p. 281-285, 1933年.
- (8) 「The game in Japan」The Badminton Gazette, December, p. 42, 1934.